

情報通信機器等の取得価額等に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	( )
----------------------------	------------------	-----	-----

別表六の二十一付表 平十七・四・一以後終了連結事業年度分

資 産 区 分	種 類	1					
	情報通信機器等の名称	2					
取 得 価 額	取得又は賃借の年月日	3	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	事業の用に供した年月日	4	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による引当金又は積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7					
リ ー ス 費 用	リース料 (月額)	8					
	リース契約期間の月数	9	月	月	月	月	月
	リース費用の総額	10	円	円	円	円	円
	改定リース費用の総額 $(10) \times \frac{60}{100}$	11					
情報通信機器等の概要							

## 別表六の二(十一)付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15第6項、第7項又は第8項（同条第9項の規定により同条第8項に規定する繰越税額控除限度超過額とみなされる金額について適用がある場合を含みます。）（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「種類1」には、情報通信機器等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「情報通信機器等の名称2」には、措置法規則第20条の5の2第1項各号に掲げる情報通信機器等の名称を記載します。
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による引当金又は積立金計上額6」には、法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金として積み立てる方法により経理したときは、当該経理した金額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 4 「リース契約期間の月数9」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。
- 5 「リース費用の総額10」には、情報通信機器等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該情報通信機器等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- 6 「情報通信機器等の概要」には、その減価償却資産が、措置法第68条の15第1項に規定する情報通信機器等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。